証券コード ３４５６
2021年９月13日

株　　主　　各　　位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番８号
株 式 会 社 Ｔ Ｓ Ｏ Ｎ
代表取締役社長　荒 木　　健 次

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年９月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　愛知県名古屋市中村区名駅４丁目４-38
ウインクあいち1109号室

３．目的事項
報告事項　　第13期（2020年７月１日から2021年６月30日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第１号議案　第13期（2020年７月１日から2021年６月30日まで）計算書類承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第８号議案　当社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
第９号議案　役員退職慰労金贈呈の件

議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以　上

◎お願い
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎お知らせ
事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tson.co.jp/）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

（添付書類）

事 業 報 告

（2020年　7月 1 日から
2021年　6月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により厳しい状況が続く中、国内の一部地域において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出・適用されるなど経済活動は一進一退を繰り返し、依然として景気の先行きが不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関連した経済活動の制限の影響などにより、顧客の住宅に対するマインド低下や、受注活動が停滞するなど先行き不透明な状況となった結果、2021 年 6 月期（2020 年7月～2021 年 6 月）の新設住宅着工戸数は全体で 828 千戸(前年同期比 3.0%減)と減少いたしました。一方で生活様式の変化を背景に顧客の戸建志向が高まるなど、住まいに対するニーズも変化してまいりました。

このような市場環境の中で、当社はRPA（Robotic Process Automation）による競合物件調査や不動産AIによるデータ分析等をベースにした「TSONマーケティングシステム」を駆使し、独自のマーケティング戦略により、多様化する働き方やライフスタイルの変化に対応する付加価値の高い商品の開発に取り組んでまいりました。また、前期より開始いたしました不動産特定共同事業法に基づく不動産投資商品につきましては、当期 17 プロジェクトについて募集を行い、運用を開始いたしました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高 2,344,363 千円（前期比 38.1%増）となり、営業利益 151,393 千円（同 308.5%増）、経常利益 137,572 千円（同 303.8%増）、当期純利益 90,205 千円（同 294.2%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

〔セグメントの業績の概要〕

（住宅事業）

「TSONマーケティングシステム」により把握したエリアごとの需給バランス、競合他社の動向、顧客ニーズなどの分析に基づく独自性の高い住宅を開発しています。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化を捉え、戸建住宅への住み替え需要に適応した住まいを提案してまいりました。

また、前期より事業を開始いたしました不動産特定共同事業法に基づく不動産投資商品への出資につきましては、投資家の皆様からのお問い合わせも多く好調に推移しており、新たな投資家層を獲得するためにクラウドファンディングによる募集も併せて開始いたしました。

その結果、住宅事業の売上高は、2,059,477 千円（前期比 42.7%増）となり、セグメント利益は 183,666 千円（同 68.6%増）となりました。

（広告企画事業）

住宅関連に特化した広告物やインターネットを活用した販売戦略・販売促進の提案により、お客様の住宅ビジネスをサポートする広告代理店事業を展開しています。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大によるイベントの中止などの影響により広告物の受注は減少したものの、増加するオンライン需要に対応した非対面型集客受注システムの積極的な提案営業を行うことで、クライアントのホームページのリニューアルなどの受注を獲得した結果、広告企画事業の売上高は、210,480 千円（前期比 8.6%減）、セグメント利益は 32,717 千円（同 282.1%増）となりました。

（不動産マネジメント事業）

「TSONマーケティングシステム」による分析と、ファイナンシャルプランナーによる節税対策の提案、賃貸物件の商品開発・企画立案などの商品・販売サポートを展開しています。当事業年度におきましては、自社ブランド賃貸住宅メゾネットパークの販売において、事業会社を対象とした受注が順調に推移し、販売サポートに伴う紹介料・技術指導料が増加した結果、不動産マネジメント事業の売上高は、74,405 千円（前期比 210.8％増）となり、セグメント利益は 34,738 千円（同 860.3％増）となりました。

（単位：千円）

事業区分＼期別	第12期（2020年6月期）		第13期（当期）（2021年6月期）		前期比増減率（％）
	売上高	構成比（％）	売上高	構成比（％）	
住宅事業	1,443,075	85.0	2,059,477	87.8	42.7
広告企画事業	230,337	13.6	210,480	9.0	△8.6
不動産マネジメント事業	23,941	1.4	74,405	3.2	210.8
合計	1,697,353	100.0	2,344,363	100.0	38.1

（2）設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、17,266千円であります。
その主なものは、勝率一番の取得（9,266千円）であります。

（3）資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として85,000千円の調達を行いました。
また、2021年3月29日に第3回無担保社債を発行し、50,000千円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

①住宅事業の用地確保について

当社は、収益の柱として住宅事業を推進しており、独自のマーケティングに基づいた収益性の高い事業用地の仕入れをいかに増やしていくかが事業を拡大する上で重要な課題と認識しております。

②TSONマーケティングシステムの活用について

当社が自社で開発を行いました「ＴＳＯＮマーケティングシステム」は、住宅着工戸数、販売戸数、販売価格、購入者の属性などがエリアごとに把握できるシステムです。この情報は、住宅関連事業者だけでなく、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院・学習塾など生活に関連する企業や、銀行・信用金庫などの金融機関に対しても活用していただける情報であることから、今後は、住宅関連事業者だけでなく、様々な業種・業態に対し情報提供していくことで事業拡大を図ってまいります。

③人材の確保及び人材育成について

限られた経営資源を活用し最大限の効果を挙げるには、組織力のアップが不可欠であり、そのために優秀な人材を育成することが重要な課題であると認識しております。そのため、当社の経営理念を理解しチャレンジを続ける優秀な人材を採用・教育することにより、永続できる企業を目指してまいります。

④事業資金確保について

当社では、更なる事業拡大を見据え、資金調達手段を多様化することで、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化に努めてまいります。

⑤販売体制の強化について

2021 年6月期において、東新住建株式会社、株式会社ブルーボックス、株式会社エイチティーピー及び株式会社ドリームプロジェクトに対する売上高合計が総売上高の 48.8％にのぼっており、前年同期（15.8％）に比べ 33.0％増加し、依然として高い割合を占めています。当社では特定取引先に過度に依存しないよう、自社での販売体制の確立や不動産仲介会社の連携により営業力の更なる強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第10期 (2018年6月期)	第11期 (2019年6月期)	第12期 (2020年6月期)	第13期(当期) (2021年6月期)
売上高(千円)	1,613,379	1,547,504	1,697,353	2,344,363
経常利益(千円)	98,708	71,913	34,066	137,572
当期純利益(千円)	65,505	47,869	22,880	90,205
1株当たり当期純利益(円)	139.82	102.18	48.84	192.54
総資産(千円)	832,388	1,021,184	1,222,819	2,047,861
純資産(千円)	414,811	462,680	485,561	575,766
1株当たり純資産額(円)	885.40	987.58	1,036.42	1,228.96

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数で除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	内容
住宅事業	住宅の企画・仲介・販売業務、不動産特定共同事業法に基づく匿名組合の運営・管理業務
広告企画事業	広告代理店業、企業の販売促進活動の企画業務
不動産マネジメント事業	賃貸住宅を活用した資産管理・資産運用コンサルティング業務

(8) 主要な営業所

本　店　愛知県名古屋市中村区(名古屋本店)
支　店　東京都中央区(東京支店)
営業所　愛知県稲沢市(稲沢営業所)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	増減なし	46歳10ヶ月	4年9ヶ月

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー派遣社員)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	138,000千円
株式会社みずほ銀行	49,000千円
株式会社日本政策金融公庫	47,360千円
株式会社三十三銀行	35,960千円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数　1,874,000株

(2) 発行済株式の総数　468,500株

(3) 株主数　14名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
深川堅治	366,500 株	78.2 %
株式会社スモールB	73,000	15.5
百生彰	10,000	2.1
荒木健次	5,000	1.0
栃井信二	5,000	1.0
稲澤伸次	1,000	0.2
梅垣信司	1,000	0.2
大槻素一郎	1,000	0.2
北村廣春	1,000	0.2
小島孝啓	1,000	0.2
高見忠彦	1,000	0.2
中江良範	1,000	0.2
山本英治	1,000	0.2
株式会社サイト薬品	1,000	0.2

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2021年6月30日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒木　健次	
取締役	小間　幸一	住宅市場ＡＩデータ室長
取締役	大島　一弘	不動産特定共同事業部長 兼 不動産マネジメント事業部長
監査役	草野　勝彦	弁護士 弁護士草野法律事務所所長

(注)監査役草野勝彦氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	6名	14,311千円
監査役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	1,200千円 (1,200千円)

(注)支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職状況	当社との関係
社外監査役	草野　勝彦	弁護士 弁護士草野法律事務所所長	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	草野　勝彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

貸 借 対 照 表

（2021 年６月 30 日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,953,629**	**流動負債**	**1,319,362**
現金及び預金	570,619	買掛金	12,781
売掛金	92,924	工事未払金	55,066
販売用不動産	408,311	短期借入金	182,500
仕掛販売用不動産	441,490	１年内償還予定の社債	36,000
未成工事支出金	86,733	１年内返済予定の長期借入金	22,504
材料貯蔵品	185	未払金	36,180
前渡金	323,002	未払費用	421
前払費用	4,822	未払法人税等	46,848
立替金	9,383	未成工事受入金	38,640
未収入金	13,448	前受金	248
未収消費税等	2,708	預り金	1,739
固定資産	**94,231**	賞与引当金	2,648
有形固定資産	**7,305**	工事損失引当金	6,292
建物附属設備	2,137	不動産特定共同事業出資受入金	877,490
工具器具備品	168	**固定負債**	**152,732**
建設仮勘定	5,000	社債	81,000
無形固定資産	**23,268**	長期借入金	65,316
借地権	7,000	役員退職慰労引当金	6,416
ソフトウエア	16,268	**負債合計**	**1,472,094**
投資その他の資産	**63,657**	（純資産の部）	
投資有価証券	5,475	**株主資本**	**575,766**
出資金	100	資本金	100,000
長期前払費用	2,385	資本剰余金	4,467
前払年金費用	2,297	資本準備金	4,467
繰延税金資産	8,836	利益剰余金	471,299
長期預金	350	その他利益剰余金	471,299
保険積立金	3,363	繰越利益剰余金	471,299
差入保証金	40,848		
		純資産合計	**575,766**
資産合計	**2,047,861**	**負債・純資産合計**	**2,047,861**

損　益　計　算　書

（2020年 7 月 1 日から
2021年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		2,344,363
売　上　原　価		1,884,059
売　上　総　利　益		460,303
販売費及び一般管理費		308,909
営　業　利　益		151,393
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	4	
受　取　配　当　金	305	
保　険　解　約　返　戻　金	3,613	
雑　　収　　入	4,085	8,008
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	3,527	
社　債　利　息	293	
社　債　発　行　費	904	
不動産特定共同事業分配金	17,103	21,829
経　常　利　益		137,572
税引前当期純利益		137,572
法人税、住民税及び事業税	52,212	
法　人　税　等　調　整　額	△4,845	47,366
当　期　純　利　益		90,205

株主資本等変動計算書

（2020年 7 月 1 日から
2021年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
2020年7月1日残高	100,000	4,467	4,467	381,094	381,094	485,561	485,561
当事業年度中の変動額							
当期純利益				90,205	90,205	90,205	90,205
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	90,205	90,205	90,205	90,205
2021年6月30日残高	100,000	4,467	4,467	471,299	471,299	575,766	575,766

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金　　個別法による原価法

②　材料貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

（３）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法
ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備３～15 年
工具器具備品５年

②　無形固定資産　　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、３～５年で償却しております。

③　長期前払費用　　均等償却

（４）引当金の計上基準

①　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

②　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。

③　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当事業年度の末日において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を計上しております。

（５）収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

（６）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

販売用不動産	31,390 千円
仕掛販売用不動産	327,841 千円
計	359,231 千円

②　担保に係る債務

短期借入金	182,500 千円
１年内返済予定の長期借入金	7,144 千円
長期借入金	33,316 千円
計	222,960 千円

（２）有形固定資産の減価償却累計額　2,117 千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増 加（株）	減 少（株）	当事業年度末（株）
普 通 株 式	468,500	－	－	468,500

４．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,186 千円
賞与引当金	913 千円
役員退職慰労引当金	2,212 千円
工事損失引当金	2,170 千円
その他	145 千円
繰延税金資産合計	9,628 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△792 千円
繰延税金負債合計	△792 千円
繰延税金資産の純額	8,836 千円

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の５以下であるため注記を省略しております。

５．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、個別に与信管理を行いリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は非上場株式及び不動産ファンド出資金であります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2021年６月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	570,619	570,619	－
(2) 売掛金	92,924	92,924	－
資産計	663,543	663,543	－
(3) 買掛金	(12,781)	(12,781)	－
(4) 工事未払金	(55,066)	(55,066)	－
(5) 短期借入金	(182,500)	(182,500)	－
(6) 未払金	(36,180)	(36,180)	－
(7) 未払法人税等	(46,848)	(46,848)	－
(8) 社債（１年内償還予定を含む）	(117,000)	(116,814)	△185
(9) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	(87,820)	(87,602)	△217
負債計	(538,197)	(537,793)	△403

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）買掛金、（４）工事未払金、（５）短期借入金、（６）未払金、（７）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（８）社債（１年内償還予定を含む）、（９）長期借入金（１年内返済予定を含む）

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に発行及び借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 投資有価証券（＊１）	5,475
② 差入保証金　（＊２）	40,848

（＊１）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象資産に含めておりません。

（＊２）市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価評価の対象資産に含めておりません。

６．関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
個人主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	東新住建㈱	－	広告制作受注 当社事業用建物の請負建築	広告制作等 建物工事外注 販売用不動産建築費用 工事代金の前渡し	198,788 346,146 － －	売掛金 工事未払金 販売用不動産 前渡金	34,551 － 226,272 145,597
	㈱ｴｲﾁﾃｨｰﾋﾟｰ	－	広告制作受注 分譲住宅建築請負	工事代金の前受け	－	未成工事受入金	30,000
	㈱ﾄﾞﾘｰﾑﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	－	分譲住宅建築請負 当社分譲用土地の造成工事請負	分譲住宅売上高 販売用不動産建築費用	352,016 －	完成工事未収入金 販売用不動産	－ 44,555

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．広告制作の受注は、一般的取引条件と同様に、当社より見積金額を提示し請負金額を交渉の上、決定しております。

２．建物工事の工事価格については、市場の実勢価格を勘案し、東新住建㈱より提示された価格を基礎として、その都度交渉の上、決定しております。

３．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　1,228 円 96 銭

（２）１株当たり当期純利益　192 円 54 銭

監査役の監査報告

監　査　報　告　書

私監査役は、2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの第 13 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021 年８月 31 日

株式会社ＴＳＯＮ

監査役　　草野　勝彦　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者　　株式会社ＴＳＯＮ
代表取締役社長　荒木　健次

２．議案及び参考事項

第１号議案　第 13 期（2020 年７月１日から 2021 年６月 30 日まで）計算書類承認の件

会社法第 438 条第２項に基づき、当社第 13 期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、添付書類（８頁から 15 頁まで）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第 13 期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設並びに監査役に関する規定の削除等を行うものであります。（変更案第４条、同第 19 条、同第 20 条、同第 21 条、同第 22 条、同第 24 条、同第 26 条、同第 28 条、同第 29 条、現行定款第５章、変更案第５章、同第６章及び同附則）

（２）会社法及び会社法施行規則において、議事録につき詳細に規定があることから、株主総会の議事録の規定を削除するものであります。（現行定款第 19 条）

（３）適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、当該責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、この規定の新設につきましては、監査役の同意を得ております。（変更案第 29 条第２項）

（４）資本政策及び配当政策を機動的に遂行することができるよう、剰余金の配当等の決定機関として、取締役会を追加するものであります。（変更案第 37 条）

（５）上記変更等のため、文言の削除・追加、条文の繰り上げ、繰り下げ等実施するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
（新　設）	
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（議事録） 第19条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	（削　除）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は、7名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員会であるものを除く。）は、７名以内とする。
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任方法） 第21条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
（新　設）	２．法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	３．前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	４．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（新　設）	５．補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
	〔現行定款第24条は１条繰り上げる〕
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき

現行定款	変更案
要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	は、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
	〔現行定款第26条は１条繰り上げる〕
（新　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第26条　会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　　（現行どおり）
（新　設）	２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　　監　査　役	（削　除）
（監査役の員数）	（削　除）

現行定款	変更案
第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	
(監査役の選任方法) 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
(監査役の任期) 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
(監査役の報酬等) 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　除）
（新　設）	第５章　　監査等委員会
（新　設）	(常勤の監査等委員) 第30条　監査等委員会は、その決議によ

現行定款	変更案
	って常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	(監査等委員会の招集通知) 第31条　当会社の監査等委員会の招集通知は会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第32条　当会社の監査等委員会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新　設）	第６章　会計監査人
（新　設）	（会計監査人の選任方法） 第33条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第34条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第６章　計算	第７章　計算 〔現行定款第35条は１条繰り下げる〕
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社

現行定款	変更案
	法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 〔現行定款第36条から第38条までは、それぞれ２条ずつ繰り下げる〕
（新　設）	附則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） １．2021年９月開催の第13期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 ２．2021年９月開催の第13期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
荒木　健次 （1969年２月１日生）	1989年４月　東新住建株式会社入社 2010年４月　株式会社トス企画(現 株式会社ＴＳＯＮ)入社 2012年９月　当社取締役 2020年９月　当社代表取締役(現任)	5,000株
※　金子　勇樹 （1982年３月21日生）	2004年４月　東新住建株式会社入社 2021年７月　当社入社FTK事業部長(現任)	０株
小間　幸一 （1960年３月１日生）	1986年３月　株式会社名古屋観光ホテル入社 1994年10月　株式会社デルフィス入社 2001年６月　株式会社日本オプティカル入社 2004年３月　東新住建株式会社入社 2015年２月　当社入社　執行役員住宅事業部長兼住宅市場データ室長 2020年９月　当社取締役住宅事業部長兼住宅市場ＡＩデータ室長 2021年７月　当社取締役住宅市場ＡＩデータ室長(現任)	０株
※　伊藤　彰將 （1972年12月24日生）	1991年４月　株式会社S.O.G入社 2000年８月　自営 2002年３月　東新住建株式会社入社 2009年９月　株式会社ブルーボックス入社 2015年10月　東新住建株式会社入社 2020年10月　当社入社　執行役員 2021年７月　執行役員ＬＡＮＤ事業部長(現任)	０株
※　二村　孝博 （1969年９月18日生）	1993年４月　三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社)入社 2001年７月　プラウドフットジャパン株式会社入社 2003年７月　東新住建株式会社入社 2021年７月　当社入社　経営管理部管理課長(現任)	０株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※　竹内　秀男 （1958年１月25日生）	1981年４月 藤木海運株式会社(現 株式会社フジトランスコーポレーション)入社 2005年３月 東新住建株式会社入社 2014年４月 一般社団法人老人文化会議監事 2018年９月 株式会社厳選社(現 株式会社響不動産)出向 代表取締役(現任) 2020年５月 一般社団法人老人文化会議理事(現任)	０株
草野　勝彦 （1944年９月16日生）	1972年４月 弁護士登録 1973年10月 入谷弁護士事務所入所 1982年７月 弁護士草野法律事務所開設 1996年５月 東新住建株式会社監査役 2005年４月 株式会社ブルーボックス監査役(現任) 2013年９月 当社監査役(現任)	０株
※　中江　良範 （1953年６月４日生）	1975年４月 黒田電気株式会社入社 1981年４月 Z.KURODA(SINGAPORE)PTE.LTD.出向 GM 2006年４月 天津黒田貿易有限公司出向 董事総経理 2011年４月 黒田電気株式会社執行役経営企画部長 2011年４月 株式会社コムラテック出向 代表取締役社長 2014年４月 黒田電気株式会社執行役常務経営戦略本部長 2015年４月 黒田電気株式会社海外統括 2018年４月 日動電工株式会社代表取締役社長 2020年４月 日動電工株式会社会長 2021年４月 グローバルディスプレイ株式会社顧問(非常勤)(現任) 2021年５月 NPO法人たかつき市民カレッジ理事(現任)	1,000株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．草野勝彦氏及び中江良範氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であります。

４．草野勝彦氏につきましては、当社との間で、会社法第423条第１項の損害

賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。草野勝彦氏及び中江良範氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5．草野勝彦氏は、弁護士として培われた法律に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、法律の専門家としての立場から、社外監査役として当社の法律に係る事項・コンプライアンスや当社の取締役の職務の執行につき提言・助言をいただいております。このような実績を踏まえ、今回、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2013年９月より社外監査役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

6．中江良範氏は、事業会社において取締役などを歴任し、企業統治に関する豊富なキャリアと高い見識を有しております。以上により、当社の企業統治の構築及び維持に加え、取締役会における事業経験に基づいた助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役の決定に基づき、監査法人コスモスを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、現在、監査契約を締結し独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けており、監査法人としての実績、当社の業務規模に対して業務監査を十分対応しうる体制を有していること、監査計画、監査内容、監査日程等に対する監査費用が合理的かつ妥当であったこと等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

（2021 年６月 30 日現在）

名称	監査法人コスモス
主たる事務所の所在場所	愛知県名古屋市中村区名駅南１丁目３番18号NORE名駅６F
沿革	1988年６月　設立 本部-名古屋市中区栄、 東京事務所-品川区大崎 2005年６月　PrimeGlobal加盟 2007年５月　上場会社監査事務所登録 2007年９月　本部を現在の事務所に移転 2015年６月　東京オフィスを東京都中央区日本橋に移転 2019年８月　東京オフィスを東京都千代田区神田鍛冶町に移転
概要	資本金　14百万円 構成人員　公認会計士　48名 公認会計士試験合格者　14名 その他　13名 合計　75名 被監査会社数　64社 事業内容　保証業務（会計監査、内部統制監査等）、 上場準備支援業務、各種コンサルティング

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2014 年９月 26 日開催の第６期定時株主総会において「年額 30 百万円以内」と決議いただき、今日に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額 60 百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

現在の取締役は３名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名となります

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員会である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、会社法第 361 条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額 20 百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第２号議案および第４号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名となる予定です。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対してストック・オプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第 361 条第１項の規定に基づき、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第６号議案としてご承認をお願いする報酬とは別枠で、企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を割当てることおよび新株予約権の内容につきましてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は３名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は､企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭払い込み要否

（１）新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式 8,200 株（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分 4,300 株）を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（３）新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、82 個（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分 43 個）を上限とする。

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（４）新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1,900 円とする。なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は､次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合､又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う

場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（６）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から２年を経過した日を始期として、その後 10 年間とする。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または、当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続はこれを認めない。

③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（８）新株予約権の取得の事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が（７）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

（９）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（11）株式交換・株式移転等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（５）③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「（６）新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「（６）新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「（10）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「（８）新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

（12）新株予約権の割当日

別途取締役会が定める日とする。

（13）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

第９号議案　役員退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。任期満了により退任される取締役大島一弘氏に対し、在任中の労に報いるため当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大島　一弘	2020年９月 当社取締役（現任）

以上